

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請する。

令和8年4月3日

今治市長 徳永 繁 樹



### 1 業務概要

#### (1) 業務名

今治市消防指令システム等構築業務

#### (2) 業務の目的

消防指令システム及び消防救急デジタル無線（以下「消防指令システム等」という。）は、市民からの119番通報の受付をはじめ、災害種別や災害地点に応じた出動部隊の選別、出動指令、現場で活動する部隊の無線統制など、消防サービスの中核となっている。現在の消防指令システム等は、整備から12年を迎えて、機器の経年劣化及び保守部品の調達が困難な問題が生じていることから、消防指令システム・消防救急デジタル無線更新業務を委託する事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により実施するものとし、最も優れた提案を行う事業者を選定することを目的とする。

#### (3) 業務内容

構築業務仕様書のとおり

#### (4) 履行場所

愛媛県今治市南宝来町二丁目1-1他

#### (5) 履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日（金）まで

### 2 見積限度額

1,825,788,525円（消費税及び地方消費税を含む。）

※消費税及び地方消費税は、10%で計算すること。

※この金額は契約価格ではない。

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は失格とする。

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

なお、本プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった時点で失格とする。

- (1) 今治市から指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 過去 15 年間に於いて、総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱で定める高機能消防指令センターⅡ型以上の構築業務を元請として履行完了した実績及び消防救急デジタル無線の構築業務を元請として履行完了した実績があること。  
なお、構築と保守を一括した業務となっているものについては、構築が履行完了していれば実績を有しているものと判断する。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 公募開始日から契約締結日までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。  
ア暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
イ暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
ウ暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者  
エ自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者  
オ暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
カ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
キ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き中の事業者でないこと。
- (7) 市税等において未納がないこと。

## 5 担当部署

消防本部警防課通信指令室

- (1) 所在地：〒794-0043 愛媛県今治市南宝来町二丁目 1-1
- (2) 電話：0898-32-6666
- (3) F A X：0898-32-0119
- (4) メール：shoubou3@imabari-city.jp
- (5) 担当：馬越

## 6 スケジュール

表1 プロポーザル実施スケジュール

項目	時期
(1) 実施要領の公表	4月3日(金)
(2) 参加表明書の受付期間	4月3日(金)～4月10日(金) 午後5時15分まで(必着)
(3) 参加資格決定通知書の送付	4月16日(木)(予定)
(4) 質問書の受付期間	4月3日(金)～4月24日(金) 午後5時15分まで(必着)
(5) 質問書への回答	5月1日(金)(予定)
(6) 設計図書等の配布期間	4月3日(金)～4月24日(金) 午後5時15分まで(必着)
(7) 企画提案書等の提出期限	5月22日(金) 午後5時15分まで(必着)
(8) プレゼンテーション日程通知	6月1日(月)(予定)
(9) プレゼンテーション	6月17日(水)(予定) 時間、場所等については、参加資格決定通知書の送付時に連絡する。
(10) 審査結果の通知	6月19日(金)(予定)

※都合によりスケジュールが変更となる場合がある。その場合は、参加者に連絡する。

## 7 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

## 8 実施要領等の配布

### (1) 配布期間

令和8年4月3日(金)から令和8年4月24日(金) 午後5時15分まで

### (2) 配布場所

今治市消防本部警防課通信指令室

<https://www.city.imabari.ehime.jp/shoubou/>

### (3) 配布方法

ホームページ

前記(2)のホームページからダウンロードするものとする。

## 9 参加表明

### (1) 提出期間

令和8年4月3日(金)から令和8年4月10日(金) 午後5時15分まで(必着)

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 提出場所

前記5「担当部署」

### (3) 提出書類

ア参加表明書(様式第1号)

イ会社概要(様式第2号)

ウ実績調書（様式第3号）

エ今治市税完納証明書（原本）

オ消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）

カ登記事項証明書（法人の場合）（原本）

キ印鑑登録証明書（原本）

クISMS登録証の写し

ケプライバシーマーク登録証の写し

コ申立書（様式4号）（提出書類のうち、正当な理由があり提出できない書類がある場合のみ提出）当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者は、エ～キの書類について、これを省略することができる。

なお、この場合は「申立書（様式4号）」によりその旨を申し出ること。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。以下同じ。）により提出するものとします。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和8年4月16日（木）までに電子メールにより通知する。

10 説明会

説明会は開催しない。

11 質問及び回答

(1) 質問

ア 提出期間

令和8年4月3日（金）から令和8年4月24日（金）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

前記5「担当部署」

ウ 提出方法

提出期間内に、質問票（様式第5号）を持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出することとします。（ファクシミリ又は電子メールの場合には着信を確認することとします。）

なお、口頭又は電話による質問は受け付けないこととする。

(2) 回答

令和8年5月1日（金）午後5時15分までに参加者全員に電子メールにより回答することとする。

12 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加資格審査結果通知書の受領後から令和8年5月22日（金）午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第6号）

イ 業務実施体制表（任意様式）

ウ 業務工程表（任意様式）

エ 業務配置予定技術者経歴書（任意様式）

オ 企画提案書（任意様式）

カ 要求水準書（機能表）（様式第7号）

キ 発注仕様書（案）

ク 見積書（様式第8号）

ケ 見積内訳書（様式第9号）

コ 参考維持管理費用内訳書（様式第10号）

(4) 企画提案書作成要領

ア 企画提案書はA4版で作成し、40ページ程度にまとめること。

イ 「仕様書」及び「評価項目及び評価基準」に沿って企画提案を作成すること。

ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

エ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。

(5) 発注仕様書（案）の作成

発注仕様書は選定事業者との協議により決定するが、短期間で発注仕様書の協議を行う必要があることから、提案内容がすべて採用されることを前提とした発注仕様書（案）（別紙及び別冊を含む。）を作成し、提出してください。作成にあたって、構築業務仕様書の記載に加筆する箇所にあつては強調表示を行い、削除箇所にあつては強調表示及び取消し線設定等により変更前後が分かるようにすること。

(6) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本9部

ウ 光学メディア1部

## (7) 提出方法

ア提出期間内に、持参又は郵送により提出すること。

イ提出書類は、表紙に商号又は名称の記載、代表者職名（契約締結権限者氏名）の記載及びその印を押印した正本を1部、表紙を含め全てにおいて参加者名、参加者製品名等の事業者を特定させる文言等を表記していない副本を9部提出してください。なお、副本については12(3)カ～コを含めないものとする。

ウ CD-ROM 又は DVD-ROM の光学メディアに、12(3)ア～コをデータ格納して1部提出すること。

エ光学メディアに書き込むファイルの形式は、Microsoft 365 で読み込み可能な Word、Excel 又は PDF としてください。ただし、様式第7、9、10号及び発注仕様書（案）は、Word、Excel のファイルを必ず提出してください。また、最新の定義体を適用したウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行い提出すること。

オ

## (8) 留意事項

### ア基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。

### イ提出書類の取扱い

(ア) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(イ) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(ウ) 企画提案書の提出は1者につき1案とすること。

### ウ特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければならない。

### エ著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

## 13参加辞退

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第11号）を前記5「担当部署」に持参又は郵送にて提出すること。

## 14選定方法

選定は、今治市消防指令システム等構築業務プロポーザル選定委員会（以下「プロポーザル選定委員会」という。）が行い、前記7「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定する。

#### (1) プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した者に対し企画提案についてのプレゼンテーション審査を実施し、前記7「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価を行います。最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、前記7「評価項目及び評価基準」による（4システム機能に係る要件・8その他の提案の評価点を合算した値が高い提案者を、4・8の評価点を合算した値が同点の場合は、見積金額が最も安価な提案者を上位とする。

プレゼンテーションは、説明員と審査員が対面で行う方法とする。

- (2) 参加者が1者の場合は、プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定する。
- (3) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとする。
- (4) プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡する。
- (5) プレゼンテーション審査の実施方法等の詳細については、参加者に対し、別途通知する。
- (6) 提案説明の順番は、企画提案書を受付した順とする。
- (7) Web 会議方式を用いたプレゼンテーション審査を行う場合は、ツールを Zoom にて行う。なお、Web 会議方式に係る準備等は、事業者の負担とすること。

#### 15選定結果

選定結果を電子メールにより参加者全員に通知する。

#### 16契約締結事務

プロポーザルは、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、市との協議に基づいて実施することとしますので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定です。当該協議が成立した場合には、当該協議内容について当該業務の担当検査員の審査を受けた後に契約を締結するものとする。

##### (1) 仕様等の確定について

事業担当課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行いますが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではなく、協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とする。

##### (2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

##### (3) 契約保証金について

契約保証金については、契約金額の10分の1に相当する額以上を契約締結前に納付すること。ただし、契約候補者が今治市契約規則第61条各号のいずれかに該当する場合は当該条項により免除する。

#### 17提出書類の取扱い

- (1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

## 18情報公開

- (1) 市は提出された企画提案書等について、今治市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (2) 次に掲げる事項について、今治市ホームページ等において公表する。

ア業務名

イ契約期間

ウ選定した契約候補者の名称

エ契約金額

オ選定の経緯及び結果

カ担当課の名称

## 19費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とすること。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできない。

## 20失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格する。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 21その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはいけない。
- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成する。
- (3) プロポーザル選定委員会の委員が関係する事業者は参加できない。
- (4) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの今治市の了承を得なければならない。
- (5) 令和8年度は全体額の3割程度の支払いが発生する。

